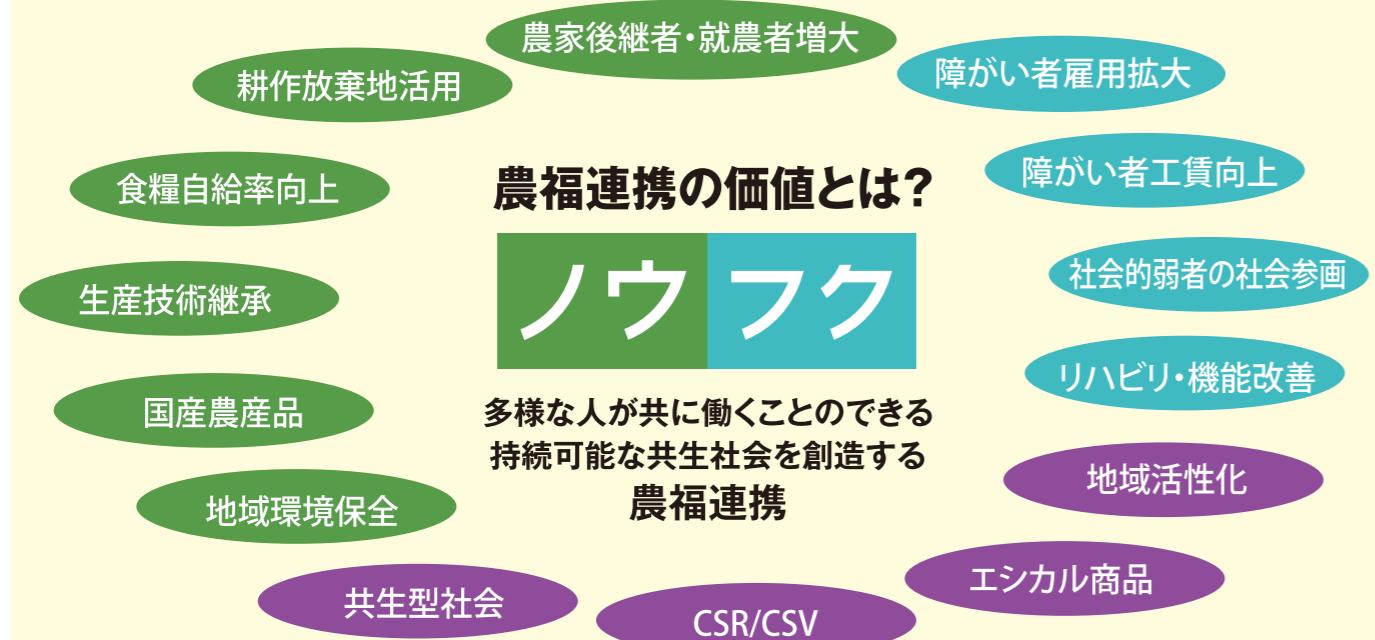


〈ノウフク・プロジェクト〉

農福連携は、生産・加工品などの「モノ」以外に、たくさんの「価値」があります。
 「ノウフク・プロジェクト」は、これらの価値を可視化することで
 一般社会・国内外のマーケットに対してその価値を提示し提供してゆく取り組みです。



農福連携の価値を見る化

日本農林規格「ノウフクJAS」が制定されました。

ノウフクJAS

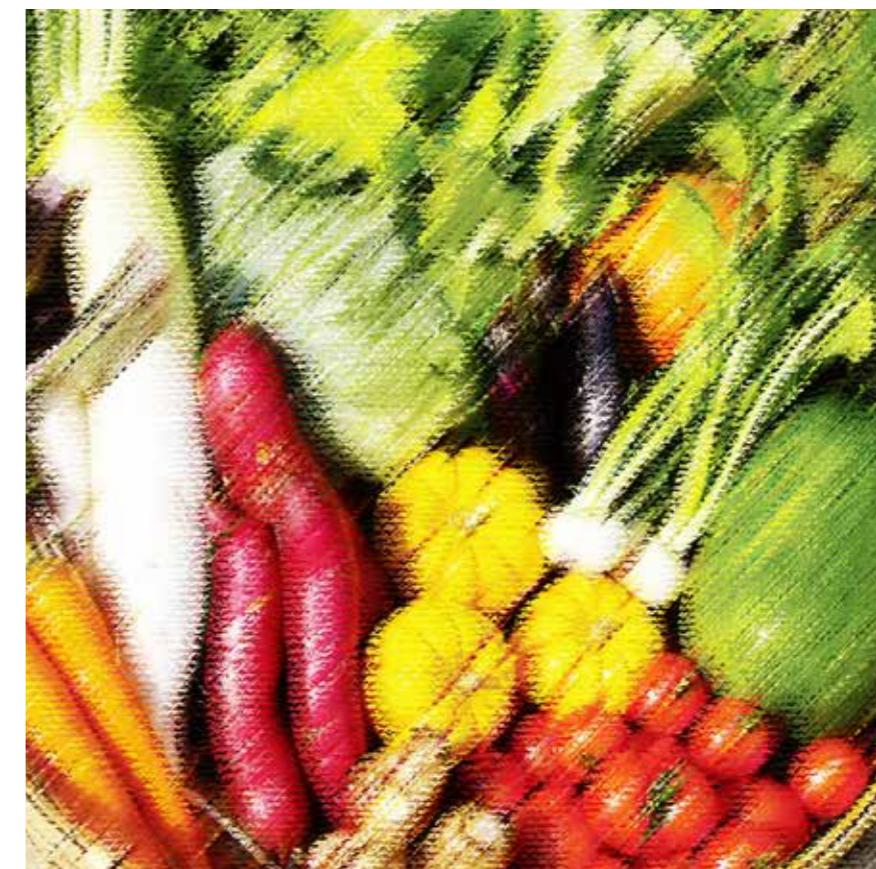
- （障害者が生産行程に携わった食品のJAS）
 ●JASに於ける第三者認証制度により、障害者が携わった食品の信頼性が高まり、人や社会・環境に配慮した消費行動（エシカル消費）を望む購買層に対する訴求力が増大。
 ●このことにより、障害者が生産行程に携わった食品のJASが「農福連携（ノウフク）」の普及普及を後押しし、農業・福祉双方の課題解決ツールとして期待。



ノウフク生鮮食品・ノウフク加工食品の包装・容器に表示されます。

ノウフク・プロジェクトは、
 ノウフク商品の高付加価値化・ブランド化により
 国内外の市場に対して販路開拓や販売促進に繋げていきます。

農業の価値を高める 農福連携



MAFF
農林水産省

日本基金
JAPAN FUND



ノウ × フク

農福連携

農福連携とは、農業分野、福祉分野が抱える様々な課題を解決するため、農業側と福祉側の連携のもと、障がい者等が農産物等の様々な生産活動に従事することを通じて、障がい者等にとっては働く場所の確保や賃金(工賃)の向上、心身の機能回復などを目指します。農業側にとっては、農業労働力の確保や農地の有効利用を通じて、地域農林水産業や地域資源の維持といった、双方に利益のある取り組みです。また、農福連携により地域の商工連携や、地域コミュニティの活性化など、地域全体を元気にする取り組みとして全国的に拡がりをみせています。



障がい者と一緒に働くために大切なこと

同じ地域の住民として、常にお互いを思いやる仲間意識が大切。お互いの困りごとに耳を傾ける思いやりが必要です。

- ・「農福連携」で基盤になるものは「共生」です。
- ・「農福連携」は、障がい者に配慮した軸足が基本です。
- ・「農福連携」においては「農」と「福」間の契約が重要です。

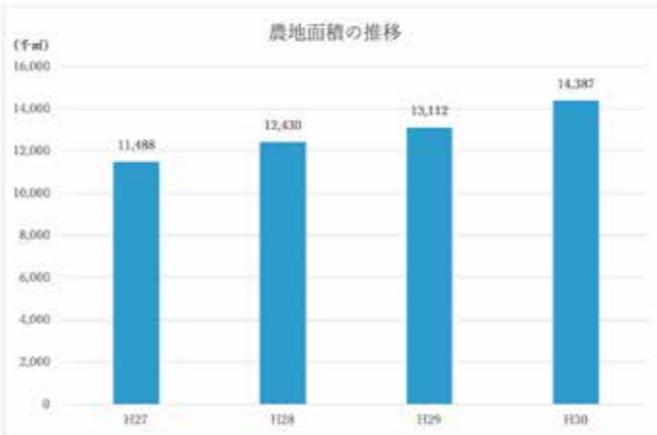
農福連携の効果

平成30年度〈農業と福祉の連携による社会的効果に関するアンケート調査〉(一社)日本基金

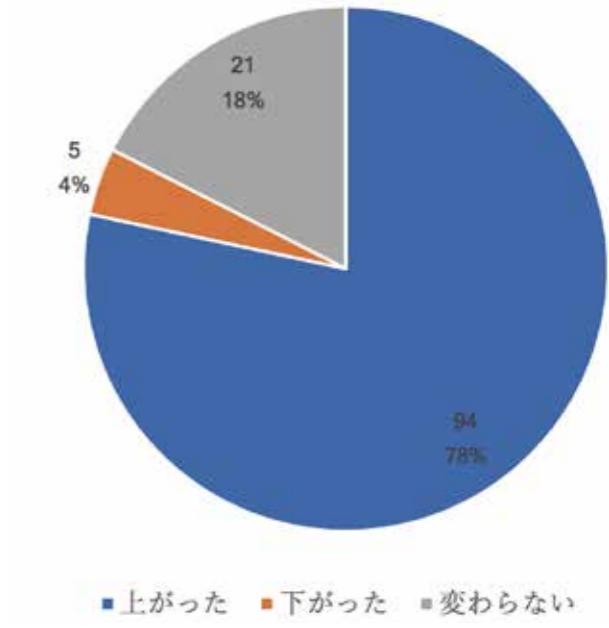
農福連携は、障がい者と共に働くことで、単に労働力確保や収益性向上だけではなく、組織力の向上や従業員の士気向上、さらには新たな販路開拓につながるなど、共生することで複合的な効果で農業経営を発展させているとの調査結果がでています。

農福連携で経営規模が拡大。

2018年度、農福連携に取組む農業者を対象に行ったアンケートの結果によると、農福連携に取組む農業者の農地面積は4年間で約20%拡大しています。また、農福連携に取組む農業者で5年前と比較した年間売上額が「増加した」と回答した農業者は全体の78%にものぼります。



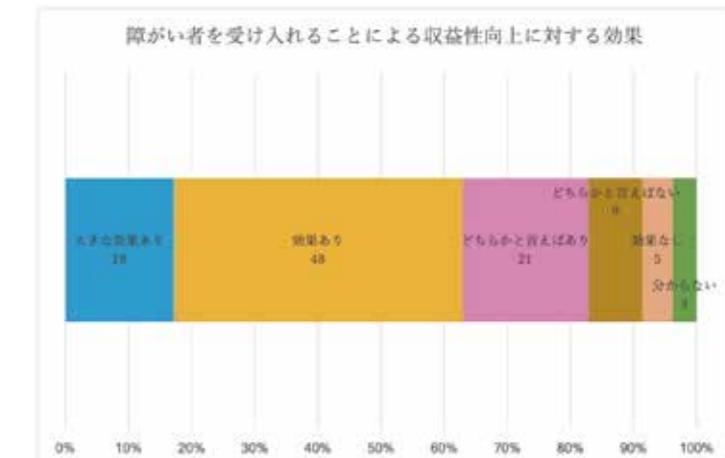
5年前と比較した年間売上額



■ 上がった ■ 下がった ■ 変わらない

農福連携により農業者の約80%以上が収益性向上に効果があったと回答。

農福連携の実践者に「障がい者を受け入れることの収益性に対する効果」の有無を尋ねたところ、約80%以上の農業者が「効果がある」との回答がありました。



農福連携により障がい者と協働することで複合的な効果があり農業経営が発展している。

アンケートでは76%の農業者が、障がい者を「人材として貴重な戦力」と捉え、「農作業の労働力確保によって営業等の時間が増えた」(57%)、「作業の見直しにより効率が向上した」(42%)、「経営規模が拡大した」(28%)、「適期作業により品質が向上した」(25%)等、農福連携により様々なメリットを実感されています。

障がい者を受け入れることによる効果	回答者数	回答者に占める割合
人材として貴重な戦力	83	76%
農作業の労働力確保によって営業等の時間が増えた	62	57%
作業の見直しによる効率向上	46	42%
経営規模の拡大	30	28%
適期作業による品質の向上	27	25%
人員の確保が容易になった	24	22%
新たな農作物の栽培にチャレンジできるように	20	18%
組織体制の見直しによる組織力向上	19	17%
継続して農産業を行っていく動機になった	19	17%
従業員の士気向上	17	16%
新たな販路開拓等につながった	12	11%
人手の増加による病気の早期発見、鳥獣害被害の防止	7	6%
防除回数、防除にかかる経費の削減	6	6%
その他	12	11%

農福連携を始める前に!



フォーラムや勉強会などで情報収集をしましょう!

「農福連携」のフォーラム・シンポジウム・セミナー等に参加することで情報収集や農福連携に取り組む仲間と関係構築ができます。

また、全国の情報や事例をもとに、それぞれに合った形の「農福連携」の参考にすることができます。

全国の「農福連携」に関する情報は、「農林水産省」、「日本農福連携協会」のホームページで発信しています。

農林水産省／<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kourei.html>
ノウフクWeb／<http://noufuku.jp>



近隣で農福連携に取組む事業所等を視察しましょう!

近隣で農業に取組む福祉事業所、障がい者を雇用する農業者等、まずは実際の現場を見て経験者に話を聞いてみることから始めてみましょう。

「農福連携」に関する事業所等紹介問い合わせ

- 各都道府県庁の「農福連携」の窓口
(農政部局か福祉部局のいずれかに窓口があります)
- 各地域の障がい者就労支援センター等の窓口



福祉事業所や特別支援学校の就業訓練等を受け入れてみましょう!

農業者のみなさんが、最初から障がい者と一緒に仕事をするのは難しいと感じることは一般的です。

ですので、まず委託や雇用を考える前に、近隣の福祉事業所や特別支援学校などの就業訓練を受け入れることから始めてみることも農福連携を始める一歩に繋がります。トライアル期間があることで障がいの方を理解することができ、またその可能性を体感できるなどのメリットがあります。

特別支援学校の就業訓練で受け入れた障がい者をそのまま雇用する農業者の事例もあります。

障がい者と一緒に仕事をする!

障がい者と一緒に仕事を始める場合
受け入れには2つの選択肢があります。

福祉事業所へ委託

メリット

- 障がい者へのケアは同行する福祉事業所のスタッフに任せることができます。
- 農業指導についても、同行のスタッフに作業内容を伝えれば、障がい者への指導もお願いできます。
- まずは「農繁期のみ」「雑草の手入れのみ」「収穫作業のみ」と徐々に様子を見ながら仕事をお願いすることができます。

デメリット

- 福祉事業所の対応可能時間に農作業をしなくてはならない、農繁期に人手が確保できない、急な作業に対応できない等、スケジュールの調整が困難な場合があります。
- 日によって働きに来るメンバーや人数が違うことがあるため、毎回作業を指導する必要があつたり、計画を立てづらいことがあります。
- 福祉事業所ごとに業務委託契約書を締結し、契約金額などを毎回決める必要があります。

直接雇用

メリット

- 同じ方に継続して仕事を覚えてもらうことができます。
- 福祉事業所に委託する場合と比べてスケジュールの調整も容易で、早朝や夕方の作業がしやすい時間に働いてもらうことができます。

デメリット

- 健常者を雇用する際と同じですが、人を継続して雇用することに付随する責任が生じます。
- 障がい者とのコミュニケーション、技術指導等、福祉事業所の職員によるサポートがないので雇用者自身の試行錯誤が必要です。
- 賃金については都道府県の最低賃金を支払う必要があります(減額特例許可の制度あり)。
- 農閑期に仕事がなくなる等、通年で雇用することが難しさを感じる農業者が多いようです。

農福連携に上手に取り組む大事なポイント

POINT 1 障がい者への技術指導

○作業の切り分け

障がいの特性によって、全ての作業を行うことができなくとも特定の作業は問題なくできることあります。作業を細かく切り分けて工程を見直すことで、障がい者のみならず健常者を雇用する際にも指示を明確に伝えるようになり、仕事の効率化にも繋がります。例えば、収穫作業において「トラクターで掘り起こす」「コンテナに集める」「運搬する」「根切りや芽切り」「大きさや色の選」など様々な作業に切り分け、それぞれ特性にあった人を配置することで効率的に楽しく作業を進めることができます。

○指示の明確化

障がいの特性によっては、指示が難しかったり曖昧だと伝わりづらいことがあります。例えば、「これくらいになら収穫」ではなく「この棒より長いものを収穫してください」、「疲れたら休憩してください」ではなく「何時になら休憩してください」など、伝え方がより具体的になるとお互いストレスなく作業が進められるようになります。



POINT 2 契約金額の決め方について

障がい者を直接雇用する場合は、都道府県の最低賃金以上の給与で雇用します。一方、福祉事業所に作業を委託する場合、作業をお願いする障がい者の能力が一定ではないため、全ての人に同じ時給を払うべきなのか等、契約金額の決め方に難しさを感じる農業者が多いようです。例えば健常者のパートを雇用した場合、3時間×時給1,000円で終わる作業であれば、どれだけ時間がかかるでも3,000円で仕事を発注する、というように時給ではなく作業単価で契約金額を決定するケースもあります。

POINT 3 スケジュールの調整について

福祉事業所に作業を委託する場合、障がい者が作業に来れる時間帯と農作業の時間帯が合わない等の課題がよく聞かれます。また、突然具合が悪くなってしまった人が来れないなど、スケジュールの調整に苦心する人は多いようです。一方で、農作業も悪天候になると突然仕事がなくなってしまうこともあります。契約前に双方でよく話し合って「これだけの作業を〇月〇日までに、好きな時に来て終わらせてくれたらいいよ」というように、少し緩めの契約を結んでおくとお互いの心に余裕が生まれます。



長野県セルフセンター協議会
農業就労チャレンジ支援事業コーディネーター
沖村 さやか

平成26年 長野県セルフセンター協議会へ農業就労チャレンジコーディネーターに就任
現在まで延べ166件の農家に障がい者の施設外就労及びサポートー派遣を行った。
とにかく住民が一体となり、地域活性化の為に同じ方向を向くことが今は必要だと思います。
座右の銘:継続は力なり 生きてるだけ丸儲け 死ぬこと以外かすり傷

農福連携に取り組む事業者からのアドバイス

森林ノ牧場

事業内容:酪農、牛乳・乳製品製造販売と委託加工、カフェ

〈基本データ〉

- 農福連携歴:9年
- 障がい者が就労する頻度:毎日
- 雇用状況
 - [スタッフ]
11名／役員1名、正社員8名(うち1名障がい者)、
パート2名
派遣会社からのスタッフ／作業委託4名
(身体障がい者1名、知的障がい者3名)
4名のうち2名が曜日によって派遣として勤務
全体の仕事の25%ほどを障がい者が担っている



- 障がい者の作業内容
 - ・餌やりや掃除などの単純作業
 - ・作業の習熟や体力が必要な乳製品の製造
 - ・経験を要する仔牛の世話 等

障がい者と働く上で心がけていることや気をついていること

細かい仕事の習熟は難しい方が多いので、臨機応変な対応は難しいです。
「牛の体調がいつもと違う」というように、いつもと違うことは
小まめに報告してもらうようにしています。

これから農福連携に取組みたい農家さんへのアドバイス

農福連携を「労働力の確保」と捉えるのであれば、
機械化や別の投資を考えた方がベターだと思います。共に働くことにハードルがあるおかげで、
スタッフは機械でもなければお金を払えば済む存在では無いことを強く感じさせられます。
障がい者がいるからこそ、現場作業からの気づきも増えるので、

よりクリエイティブな現場を作れると思っています。

本来、田舎や自然や農業というのはそういう器の広い存在で、
障がい者・健常者の境界無く、ニート、外国人、季節労働者なども含め、
色々な人を受け入れる職場になつたら面白いと思っています。



法人名:森林ノ牧場 株式会社
代表取締役:山川 将弘
所在地:栃木県那須郡那須町



元気もりもり山森農園

事業内容:農産品生産加工

〈基本データ〉

- 農福連携歴:7年
- 障がい者が就労する頻度:雇用／週5日 委託／年間300日
- 雇用状況:3名(うち知的障がい者1名) 業務委託7名
- 障がい者の作業内容
 - 農作業の補助のような立場で、「植物の樹勢を判断する」というような知識や経験が必要な作業を除き、全般的な農作業に従事しています。収穫、洗浄、包装などが多いです。



障がい者と働く上で心がけていることや気をついていること

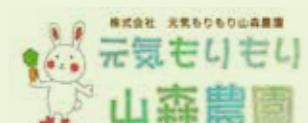
作業がない日を作らないように周年で収穫作業をつくっています。また乾燥機や高温高湿冷蔵庫があり、収穫して一時的に農産物を保存して雨の日に作業してもらうことや、鮮度が品質に直結しない品目(玉ねぎ、人参、かぼちゃ)などを生産し「ゆっくりやっても大丈夫」という状況にしています。またハウス温室などでラディッシュやパプリカなどを栽培し端境期がないように努めています。作業スケジュールはほとんど収穫スケジュールを意味するのですが、年間と週間と当日の単位で作業を委託しています。朝令暮改となることも多く、日によって利用者さんの人数も違うので調整するのが大変です。作業しやすいように、3Sや安全管理など「後始末より未然防止」の考え方を重視し、委託作業を限定したりします。あらかじめ出来ないことは委託せず、できることを委託します。例えばキャベツの収穫などは「このくらいの大きさのものを収穫する」ということができないので、委託しません。逆に人参の収穫などは「畑のはじからすべて収穫」だとできるので委託します。

これまでにあった課題や、それを乗り越えるための工夫

人材の育成や職員の指導に時間がかけられることは、ずっと問題意識をもっています。事業所の職員が農業の知識を習得することは難しく、その結果委託作業が単純作業になります。また農産物の価格をしっかり採算にあう価格で販売できないと、障害者は「安価な労働力」となりがちです。農園の方はあらかじめ人事評価制度の作成や就業規則、委託作業額を予算に組んでおくと双方に良いと思います。また農業基盤が家庭としての農業でしたので、事業レベルまでスケールできないと従業員や障害者は「次点の存在」になります。「家族ありき」で農業してしまうと責任や精神、金銭的報酬が共有できません。障害者は金銭面だけでなく、やりがいや承認を求めている方も多いので、フィードバックをしっかりと行うことを心掛けています。農作業と一緒に楽しむという視点も意識しています。

これから農福連携に取組みたい農家さんへのアドバイス

まずしっかりと農業経営ができることが必要だと思います(自戒を込めて)。福祉か農業かとなると、まず農業ありきの連携だと思います。事業所さんが単独で農業を収益源とすることも、十分可能ですが、連携となると農業者の理解が不可欠です。「家業を続けたいが、人手不足だから福祉に頼る」がスタートであっても、しっかりとお金を払えるようになると、維持ではなく自身の農業の発展につながっていきます。お金は出来高に対応していれば、能力と給与が一致していればよいと思います。農業は地域密着の仕事だと思います。地域の仕事に障害者が携わることは、障害者にも喜んでもらえると思います。特例子会社やA型、B型といった障害者への働き口が進む中で、農業は地域の障害者が健康や安定した生活を送れるようになる魅力的な働き口の一つだと思います。



法人名:株式会社 元気もりもり山森農園
代表取締役:山森 壮太
所在地:神奈川県三浦市南下浦町